

## 平成 30 年度 地域ケアプラザ事業計画書

## 1 施設名

横浜市美しが丘地域ケアプラザ

## 2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載してください。

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との共通部分（区と協議の上、策定して下さい。）

## 1 全事業共通

## 地域の現状と課題について

- 担当する山内地区は、青葉区内で最も広大で人口が多い地区であり、住民層も新旧混在する地域です。住民が主体となって開催されるイベントによって多世代交流の機会が持たれています。
- 坂の多い地形で戸建て住宅が多く、住民世帯の高齢化も顕著であり、高齢者世帯からの相談ケースが年々増加傾向にあります。一方で、健康意識が高く、2015年の市区町村別の平均寿命では青葉区が全国で男性1位(83.3歳)、女性は全国で9位(88.5歳)となっており、ケアプラザに求められる期待は大きいものと感じております。
- 当ケアプラザが担当する地区の一部では距離があり、美しが丘西保木地区やすすき野3丁目（一部）の住民にとっては、公共交通機関を利用してもアクセスも良くないため、通にくい立地にあります。そのため、ケアプラザ職員が当地区へ出向いて、相談ケース対応や出張講座を実施しています。

## (1) 相談（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

- 地域住民からの相談内容の多くが“高齢・介護”や“認知症”に関するもので、子育て世帯や障がい支援に関する相談は多くありません。  
高齢の方からは特に認知症への関心が高く、当ケアプラザで取り組んでいる「認知症カフェ」への案内を積極的に行っていきます。  
子育て世帯への情報提供としては、地域内で活動されている子育てひろば等の拠点へ職員が出向いて、情報提供等必要な支援を行っていきます。  
障がい者への支援に関しては、地域から主だったニーズがないため、担当地区内で運営されている障がい者生活支援施設へケアプラザ職員が出向いて、必要な支援や協力を行っていきます。
- 当ケアプラザが総合相談窓口の機能を持っていることを、自主事業や利用団体が活動する場面において、引き続きPRしていきます。

## (2) 各事業の連携

- 地域包括支援センター、生活支援体制整備事業、地域活動交流部門では、事業の進捗や課題等について、共有し連携した取り組みを行うことができるように毎月5職種会議を行います。また、居宅介護支援事業や通所介護等事業についても相互協力・連携を図りながら、地域ケアプラザの運営を遂行していきます。
- 全体ミーティングを通して、各部署の会議や委員会の報告を行い、全体で共有、把握しながら事業運営を行います。

### (3) 職員体制・育成、公正・中立性の確保

- 各種専門資格の取得及び更新に向けた支援体制を整え、一人一人のスキルアップ、適正な人員配置に努めます。
- ケアプラザ内での研修に加え、法人研修の実施により、専門知識の習得を目指すとともに法人職員としての倫理観の形成を行います。
- サービスの調整や利用に当たっては、利用者・家族の意向を尊重し、公正・中立性を確保します。

### (4) 地域福祉保健のネットワーク構築

- 青葉区地域福祉保健計画推進会議が開催される際は積極的に参加して、地区の現状把握、課題分析、行動指針を共有し、地区の発展に寄与していきます。
- 毎月開催される民生委員児童委員協議会の定例会議にはケアプラザ職員が出向いて情報提供を行っていきます。その他の活動団体においても出席の要請があれば積極的に参加させていただきながら、情報共有、後方支援を行っていきます。
- 引き続き地域診断（アセスメント）に取り組み、地域の現状把握や課題分析を行いながらケアプラザとしての機能や役割を遂行していきます。
- 近隣の子育て支援拠点の情報共有を図るため、関係機関と連携しながら、地区内の子育て拠点ネットワーク会議に参加します。

### (5) 区行政との協働

- 第3期青葉区地域福祉保健計画の推進会議に所長以下職員が積極的に参加して、地区の発展に寄与していきます。
- 区役所高齢・障害担当、区社会福祉協議会職員と定期的にカンファレンスを開催して、情報共有・事業の計画・報告、個別支援の検討を実施します。

## 2 地域活動交流事業

### (1) 自主企画事業

- 高齢者支援事業については、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターが実施する介護予防事業に移行し、これまで高齢者を対象に行ってきた事業に関しては、高齢者を含め多世代を参加対象にして実施していきます。  
歌の会では、近隣の小学生などお子さんの参加も誘導しながら、事業の中においても多世代交流を図っていきます。  
一方、当ケアプラザから少し距離のある地区への高齢者支援に関しては、地域包括支援センター職員と協働しながら自治会と共催し出張講座を開催していきます。
- こども・子育て世帯向けの事業に関しては、未就園児とその保護者を対象にした親子体操の人気の高いため、引き続き、年間を通して定期開催していきます。  
また夏季限定で開催している水あそび事業も企画して、親子のふれあいの場の提供、児童の健全育成の場をテーマに開催していきます。
- 多世代向けの事業として、歌の会や音楽コンサート、料理教室や知的好奇心を誘うサロン等を開催していきます。
- 障がい支援については、昨年度に引き続き「青葉ふれあいまつり」や障がい者週間キャンペーンに沿った事業への協力参加していきます。

### (2) 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- 昨年より高齢の方でメンバー構成されている活動団体が「高齢化による体力低下等」を理由に活動終了されるケースが増えているため、新たな福祉保健活動団体の誘導を積極的に行っていきます。
- 地域ケアプラザが福祉保健活動の拠点と認識していただけるよう、貸部屋の環境を整えながら、稼働状況（空部屋・時間帯）の情報提供を行い、地域住民のご利用を促進していきます。
- 利用団体をはじめ、すべての来館者に対し丁寧な対応を心がけ、いただいた要望やご意見はケアプラザとして可能な限り応えていきます。

### (3) ボランティアの育成及びコーディネート

- 今年度も「新地域人応援講座」と題して、新たなボランティア活動グループを育成していきます。音楽レクリエーションを通して、地域サロンや老人会等でパフォーマンスを披露していただく人材を募り、継続した活動をしていただけるよう支援していきます。
- 個人ボランティアについては随時受け入れ、当ケアプラザのデイサービスでの活動を案内しながら、アクティブシニア層の活動の場として案内していきます。
- 地元の高校生や近隣の大学生にも積極的にボランティア活動を呼びかけ、ケアプラザ事業への参加を誘導していきます。
- 当ケアプラザの貸部屋利用団体（福祉保健協力団体）に、福祉保健活動の誘導を行い、必要に応じてコーディネートを行います。

#### (4) 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

- 広報紙を年6回（隔月）発行し、より見やすく関心をもっていただけるよう、全面カラー刷りとし、紙面の編集を工夫していきます。地域内の各所に広報紙の配架を依頼し、発行に合わせて当ケアプラザのホームページ上でもデジタル広報紙として掲載していきます。事業の予告や実施報告はホームページ、ブログを活用し、当ケアプラザの取り組みが一連化して確認していただけるようにしていきます。
- 行政をはじめ関係機関からの情報提供チラシは、館内入口付近に設けてある配架棚へ置き、来館者が気軽に情報収集できるようにしています。
- 当ケアプラザの貸部屋付近に子育て情報コーナーを設置し、チラシや案内等を掲示配架して情報提供していきます。

### 3 生活支援体制整備事業

#### (1) 事業実施体制

- 事業に関しては、地域アセスメントや関係者等からの様々な情報をもとに計画を立て実施していきます。また、実施に当たっては、ケアプラザ内や他ケアプラザの生活支援コーディネーター、関係機関などと連携していきます。

#### (2) 地域アセスメント（ニーズ・資源の把握・分析）

- 資源の把握や地域課題の解決などに向けて以下の事に取り組んでいきます。
- 地域活動や行事、会合などに積極的に参加し、関係作りや情報収集に努めていきます。
  - 行政機関や5職種、生活圏域の他生活支援コーディネーターと連携を図り、情報の共有し、問題の抽出や改善に努めていきます。

#### (3) 連携・協議の場

- 地域住民の方や公共機関、一般企業、福祉事業所などと地域課題の解決や資源の確保や起ち上げに向けて、連携、協議の場を設けるように取り組んでいきます。
- マップをツールに、地域住民の方々と一人暮らしの方の把握や地域との繋がりの有無など、情報を共有するためにマップ作りを行っていきます。また、上げられた地域課題に対して、改善に向けて取り組めるように努めていきます。
  - 介護予防や居場所（地域との繋がり）づくりの機会を多く持って頂けるように、企業などと連携し協議の場を設け、地域にとって必要と思われる催しなどの場を検討、実施していきます。

#### (4) より広域の地域課題の解決に向けた取組

- 地域住民の生活圏域を意識し、幅広いエリアで行動、活躍、仲間づくりなどが期待されるような取り組みを行っていきます。
- 他ケアプラザの生活支援コーディネーターと連携を図り、情報共有や分析、問題解決に向けて協議していきます。
  - 地域活動や会議の場に参加し、地域行事等の企画や運営に協力し、より地域に合ったサービスの提供や継続した支援が行なえるように努めていきます。

## 4 地域包括支援センター運営事業

### (1) 総合相談支援業務

#### ①地域におけるネットワークの構築

地域住民主体の活動支援や協働の取り組みを地域の関係団体の協力も得ながら支援し、地域のネットワークを強化するため下記のことに取り組みます。

- 民児協定例会に毎回参加し顔の見える関係の中で、見守り活動における民生委員との連携を強めます。
- 各自治会の老人会やサロンに積極的に顔を出し地域包括支援センターの機能の周知に努めます。
- 保木自治会と共催しての出張講座の開催（年度内3回）を実施し、ケアプラザから離れたエリアでの保健福祉関係者との連携を強めます。
- 美しが丘西地区センターとの共催事業を通し、ネットワークの強化を図ります。
- 圏域のサービス事業所、地区センターや郵便局、商店に積極的に出向き顔の見える関係づくりを進め、地域住民への情報提供、見守りの協力を依頼します。

#### ②実態把握

圏域の高齢者の生活実態やニーズ把握が行なえるよう下記のことに取り組みます。

- 積極的に地域に出向き、関わりの中から得られた地域の情報、ニーズを5職種で共有します（5職種ミーティングの活用）。
- 総合相談を単位自治会別、相談内容別などで分析できるよう、現状のデータ分類の更新を行ないます。
- 四半期ごとに単位自治会別に相談件数、内容を集計し相談傾向からエリアのニーズを捉えられるよう取り組みます。

#### ③総合相談支援

総合相談を通じ地域で暮らす高齢者を中心とした支援を必要とする方の生活の安定をサポートできるよう下記のことに取り組みます。

- 包括支援センターのみでは対応困難な相談については、各機関と連携を図り、相談内容に応じて適切かつ迅速に繋がります。
- 生活支援コーディネーターと連携し、地域資源やインフォーマル情報を整理するとともに積極的に相談の場で活用します。
- 支援につながらない支援を必要とする高齢者については継続的にフォローするとともに見守りの体制が築けるよう地域の関係団体にも働きかけを行ないます。
- 事業等を通じて地域の住民の方との自然な交流の中で得られた情報を、早期の相談支援に繋がられるよう、積極的に地域住民の方との活動に取り組みます。

### (2) 権利擁護業務

#### ①成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

権利擁護に関わる制度を分かりやすく地域住民に普及し、必要な方に支援をつなぐ地域の拠点として機能できるよう、下記のことに取り組みます。

- 「わたしノート」の普及を通じ、法定成年後見制度・任意後見制度についての制度紹介を行ないます。
- 各士業の専門職と連携し地域向けの事業の協力やケース支援を行ないます。
- 総合相談やCM支援を通じて成年後見制度の利用が必要な方を見落とすことが無いよう3職種で相談ケースを共有していきます（包括内ミーティング週1回開催）。
- 親族申立が可能の方については書類作成や手続きについて横浜家庭裁判所の情報を

基本に適切な助言を行なっていきます。

- 区社協あんしんセンターの機能の普及を行ない、必要時に応じて利用のつなぎを支援します。
- 消費生活総合センターの機能の普及と必要時の相談のつなぎを行ないます。

## ②高齢者虐待への対応

虐待防止の視点から、介護をしている方のセルフケアの必要性を介護者本人や地域住民・支援者に普及できるよう下記のことに取り組みます。

- 介護者の集いに参加しやすく、支援が漏れることのないよう、たまプラーザ地域ケアプラザと共催していきます。
- ケアマネジャーやサービス事業所、病院の相談室等、介護者の方と関わる機関に介護者の集いの情報の周知を依頼します。
- 地域住民の早期の気づきが相談につながるよう、民生委員の定例会などで講話を行ないます。
- 既に虐待が疑われる相談については速やかに区高齢障害支援担当と連携し事実確認緊急性の判断を行ない、高齢者の安全の確保と養護者支援に関係機関と連携し速やかに対応します。

## ③認知症

認知症の人とその家族が安心して暮らせるまちづくりを行うために下記のことに取り組みます。

- 認知症の人と家族、地域住民、専門職の誰もが参加でき、集う場としての認知症カフェを毎月ボランティアと共に開催します。また、協議体として関係者の連携の場となるよう、カフェ終了後に毎回協力ボランティアと反省会を行い、カフェの発展に向けての話し合いを行います。
- 認知症カフェの中で認知症の正しい理解の促進を行うためにミニ講話を開催します。講話については、地域の薬局、病院、ボランティア、介護施設、協力医に依頼を行うことで関係者とのネットワーク構築を行い、認知症の早期発見・対応や状態に応じた切れ目のない支援体制づくりに努めます。
- 認知症キャラバンメイトに声掛けし、認知症カフェに参加を呼びかけ、認知症サポーター養成講座を行います。

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

### ①地域住民、関係機関等との連携推進支援

- 包括カンファレンスや事業所訪問を利用し、ケアマネジャーのニーズ等について聞き取り、把握し、連携推進に繋がります。
- 介護予防活動を含む、地域のインフォーマルサービスや関係機関等の地域資源の情報を収集、整理し、ケアマネジャーや関係機関に情報を提供していきます。
- 関係機関の連絡会や会議、地区センターとの共催事業を通して、地域住民に向け、介護保険制度やサービス、ケアマネジャーの役割について周知します。
- ケアマネジャーや民生委員、ボランティア団体、介護保険サービス事業所等の関係機関へ、包括カンファレンスの参加を呼びかけ、ネットワークを構築します。
- 地域の課題である「高齢独居」「高齢世帯」を把握し、見守りネットワークの構築に向け、マップの作成をするため、民生委員、自治会長と連携していきます。また、マップの作成に当たっては、生活支援コーディネーター・地域活動交流コーディネーターと協力していきます。

## ②医療・介護の連携推進支援

- 包括カンファレンスやケアマネジャー連絡会等で医師・訪問看護師等の医療関係者とネットワーク構築の情報交換会を行う場を作ります。
- 区内包括支援センターと協力し、各介護サービス事業所・医師・歯科医師・薬剤師との連携を目的とした意見交換会を開催します。
- 医療機関や事業所を訪問し、情報交換や研修講師の協力をお願いし、ケアマネジャーやサービス事業所との連携を図ります。
- 必要に応じ、地域の医師やケアマネジャーへの情報提供や同行訪問等を行います。
- 在宅医療拠点と連携し、事例検討会や多職種連携、講演会、研修の開催等の広報や開催支援を行います。

## ③ケアマネジャー支援

- ケアマネジャーの質向上を支援する為、包括カンファレンスやケアマネジャー連絡会を企画・開催し、事例検討会や研修を行います。
- ケアマネジャーが相談しやすい体制を作り、包括三職種が協力し、ケアマネジャーの相談に対応します。また 相談内容を包括内で共有します。
- 虐待や支援困難事例、緊急時の対応等、必要に応じて同行訪問や区・多職種と連携し、支援します。
- サービス担当者会議開催場所の提供や会議への参加、事前準備への助言等、担当者会議の開催を支援していきます。
- 青葉区ケアマネジャー連絡会に出席し、運営をサポートします。また 他の事業所連絡会からの情報をケアマネジャーへ提供します。
- 介護予防活動を含むインフォーマルサービスの情報を収集し、自立支援の資するケアマネジメントが実施出来るように、ニーズに合わせ、随時提案出来る様に情報を整理します。
- 新任・就労予定ケアマネジャーに対する研修や、ケアマネジャーの勉強会等を青葉区内包括支援センター主任ケアマネジャーと協力し、支援して行きます。
- ケアマネジャーからの意見・要望を聞き、地域の主任ケアマネジャーと協力して、情報や意見交換・勉強会等、スキルアップの場として、包括カンファレンスを企画・提供致します。

## (4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

### 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

- 個別ケース地域ケア会議を開催し、個別支援の充実、参加者の質の向上、関係職種の連携促進に取り組みます。
- 地域ケアプラザがつなぎ役とし、区役所や社会福祉協議会、民生・児童委員、医療機関や介護サービス事業所等がお互いの役割や立場を理解し、分野別のネットワークを構築できるように関わりを持って行きます。
- 配食サービスや商店、郵便局、警察署、消防署と協力し、地域を支えるネットワークを構築していけるよう、ケアプラザ（包括支援センター）をPRして行きます。
- ケアマネジャーからの相談、地域に必要な資源・サービスについて意見を聞き、地域住民や生活支援コーディネーター、地域交流コーディネーター等と協力し、地域のネットワーク作りに繋がります。
- 地域の多職種による会議を開催し、包括3職種・地域交流・生活支援コーディネーターと協力し、高齢者の実態や地域課題の把握、課題分析・課題解決に取り組みます。



(5) 介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

- 高齢者が要支援、要介護状態になることをできるだけ予防するとともに、高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援を行います。
- ・本人の「したい」「できるようになりたい」と思う生活行為を目標にすえたケアプランの作成を行います。
- ・本人の「好き」「得意」などの強みを傾聴し、ケアプランに反映させていきます。
- 地域の居場所や地域づくりにつながるケアマネジメントを行います
- ・ケアプランに地域にあるインフォーマルサービスを位置付けるよう心がけます。
- ・委託のケアマネジャーにインフォーマルサービス情報を提供します。
- 事業対象者支援についての理解の普及啓発を広めていきます。
- ・事業対象者支援に対する理解、普及啓発を委託ケアマネジャーに対して行います。

(6) 一般介護予防事業

一般介護予防事業

- ケアプラザから離れた位置にある有料老人ホームの食堂でハマトレ、健康麻雀、口腔ケア、栄養講座の教室を9月から月2回開催し、次年度は自主運営を目指します。
- JAGESの調査結果（転倒割合が多い、虚弱割合多め、10人以上の友達がいる割合少なめ）を踏まえ、事業を展開。具体的には上記教室および西地区センターと共催で行う「体チェック測定会」を開催する。
- 開催した講座の参加者や地域サロンの参加者に向けて、継続した取り組みとなるよう、介護予防の活動を情報提供し参加を促していきます。
- 地域づくり、介護予防に資するボランティアが開催している地域サロンが円滑に行えるよう支援します。
- 老人会や地域サロンに出向き、体操指導や介護予防の講話を行います。
- エリア内にある3つの元気づくりステーションの活動運営を支援していきます。

その他

--

## 以下、地域ケアプラザ事業実施評価との相違部分

### 施設の適正な管理について

#### ア 施設の維持管理について

- 施設設備、電気設備、消防設備等の点検は、業者に委託し適正に実施します。点検で報告された設備・機器の不具合等については必要に応じて区と協議し、補修・交換等に対応します。
- 経年劣化で使用が危ぶまれる機器については、年度計画の中で適切に修繕、交換していきます。
- 小破修繕については迅速・安価で、且つ質の低下を招かないように配慮します。自分たちで修繕可能な場合は外部業者による修繕に依存することなく部品・代替品の購入等によって進めます。
- 館内の清掃は、業者に依頼し、日曜日を除く毎日と2ヶ月毎にワックスがけを行います。

#### イ 効率的な運営への取組について

- ケアプラザ内の各部署の連携の他、運営、経営の課題については法人全体で連携して取り組んでいきます。特に経費削減、業者選定については、スケールメリットを活用していきます。
- 環境エコ委員会を中心に、電水光熱費の削減を意識した取り組みを行っていきます。また、エコキャップ・インクカートリッジの回収に協力することでエコリサイクルの意識を高めます。

#### ウ 苦情受付体制について

- ご意見箱を設置するとともに市民利用施設のご意見ダイヤルの案内を掲示します。
- 事業毎に年に1度のアンケートを実施し、利用者等の意見を受けていきます。また、事業参加者や貸館利用者等とのコミュニケーションを取り、直接ご意見を伺える関係づくりを行います。
- 頂いたご意見、苦情については、安全管理委員会や法人の第三者委員会で内容を分析し、対応や対策について検討し、業務の改善や再発防止に努めます。
- 苦情受付マニュアルを活用し、適切な対応ができるようにしていきます。

#### エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

- 館内の日常巡視点検を行い、不審物、不審者の確認を行います。閉館時には、警備会社による機械警備を行います。
- 緊急時には、所長、法人と連絡が取れる体制を整えます。
- 年2回消防訓練や避難訓練を実施します。避難訓練については、貸館利用者や通所介護利用者も一緒に行えるように工夫していきます。
- 元石川小学校、美しが丘西小学校を拠点とした地域の防災訓練に継続的に参加し、地域住民へ福祉避難所の周知や地域の連携に努めます。また、福祉避難所の災害備蓄を適切に管理します。

#### オ 事故防止への取組について

- ヒヤリハットや事故については、職員への周知及び、委員会での分析を行い、振り返りの評価までを行います。また、他施設で発生した事故についても職員に情報を提供し、事故防止への意識付を行います。
- 安全管理委員会を中心に事故防止について年1回事故防止の研修を行います。また、法人による事故防止研修にも可能な限り出席します。
- 通所介護事業では、ドライバーミーティングを定期的を実施し、安全運転を啓発し、無事故の継続に努めます。

#### カ 個人情報保護の体制及び取組について

- 今年度も全職員対象に個人情報保護に関する研修を実施し、注意を喚起、漏洩防止を徹底していきます。また、他会議等で報告される事案についても所内で共有します。
- 新入職する職員には雇用時に個人情報の取り扱いについて誓約書を取り交わすようにします。また、実習生についても同様に誓約書の取り交わしを行い、個人情報の適切な使用に努めます。
- 個人情報の含まれた書類の取り扱いの留意事項を遵守し、FAXの誤送信、郵送時の誤送付をしないようにします。
- 個人情報の管理を徹底し、棚や机の施錠やPCのワイヤー固定を行います。

#### キ 情報公開への取組について

- 事業計画、事業報告等については、誰でも閲覧できるように、ファイリングして窓口に準備します。また、ホームページでも閲覧できるようにします。
- 情報公開の申し出があった場合は、個人情報等に配慮し適切に公開できるよう努めます。
- ホームページや広報紙（2ヶ月毎に発行）を活用して、ケアプラザの事業等や必要な情報を周知していきます。また、事業毎のPRは自治会掲示板を活用させていただきます。尚、広報紙は、カラー印刷に変更します。

#### ク 人権啓発への取組について

- 人権養護等に関するポスターやチラシは来館者に周知ができるよう掲示します。
- 人権研修、高齢者虐待防止研修は、法人単位、ケアプラザ単位で実施します。
- 利用者、地域の方々に対して、人権やプライバシーに配慮して業務にあたるよう、職員の意識を高めます。

#### ケ 環境等への配慮及び取組について

- 来館者には、冷暖房のエアコンの適正温度への協力、ゴミの持ち帰りの協力を呼びかけていきます。
- 節電・節水をこまめに行うとともに、コピー用紙の裏面使用の励行、資源ごみの分別収集を徹底します。
- 花壇や植木への美観や水やりなどを適正に行い、緑化を推進していきます。また、花壇ボランティア育成事業に協力していきます。
- クールビズ運動を実施し、夏季期間は軽装にて業務を行い、節電に努めます。

## 介護保険事業

### ● 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業

#### 《職員体制》

管理者 1名（常勤兼務）

看護師 1名（常勤兼務）

社会福祉士 1名（常勤兼務）

介護支援専門員 2名（常勤兼務1名・非常勤兼務1名）

#### 《目標》

※地域包括支援センター運営事業（5）介護予防ケアマネジメント（指定介護予防事業・第1号介護予防事業）と同内容

#### 《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

○通常のサービス地域を超えて訪問や担当者会議等出張する必要がある場合はその交通費は利用者負担とする。

#### 《その他（特徴的な取組、PR等）》

○居宅介護支援事業所に委託する場合においても、可能な限り契約や担当者会議に出席し、利用者の状態を把握できるようにします。

○包括支援センターの機能を活用し、介護保険事業所やインフォーマルサービスの情報を把握し、プランに生かします。

#### 《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
165	167	169	171	173	175
10月	11月	12月	1月	2月	3月
177	179	181	183	185	187

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

管理者(主任介護支援専門員)	常勤専従	1名
介護支援専門員	常勤専従	1名
主任介護支援専門員	常勤兼務	1名
介護支援専門員	非常勤専従	1名

《目標》

- 利用者が住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるよう、地域のネットワーク作りを行います。
- 質の高いサービスが提供できるよう各職員のスキルアップを図ります。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 24時間緊急連絡が取れる体制をとっています。
- 日常的に外出が困難なご利用者を対象に年2回(5・11月頃)外出行事を実施します。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
95	95	95	95	95	95
10月	11月	12月	1月	2月	3月
95	95	95	95	95	95

● 通所介護

《提供するサービス内容》

- 入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認、その他利用者に必要な日常生活上の援助並びに機能訓練を行う
- 送迎サービス

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分 9：30～13：30↓
  - （要介護1） 692円 408円
  - （要介護2） 816円 468円
  - （要介護3） 947円 529円
  - （要介護4） 1076円 588円
  - （要介護5） 1205円 649円
- 食費負担（昼食750円、おやつ50円）800円
- サービス提供体制強化加算（I）イ 20円
- 介護職員処遇改善加算I 所定単位数の5.9%

《事業実施日数》 週6日

《提供時間》9：30～13：30 / 9：30～16：35

《職員体制》

- ・管理者 常勤兼務 1名
- ・生活相談員 常勤 2名 嘱託職員 1名 非常勤兼務 1名
- ・介護職員 常勤兼務 2名 嘱託職員 1名 非常勤兼務 10名
- ・看護師 非常勤兼務 2名
- ・栄養士 常勤兼務 1名
- ・調理員 非常勤専従 7名

《目標》

- ・ご利用者、ご家族、地域に安心・信頼される充実したサービスを目指します。
- ・職員一人一人が専門職としてのプロ意識を高く持ち、業務を担っていきます。
- ・居宅、包括、地域等の各関係機関との連携を強化します。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・選択食制の実施。Aランチ、Bランチを来所時に利用者を選択して提供。季節に合った御膳を提供。
- ・個別に合わせた活動を提供。【囲碁・将棋・水墨画・書道・小物作り・手芸等】
- ・ご家族も見学、参観可能な企画活動の提供
- ・活発な活動だけではなく、リラクゼーション出来る活動の提供を実施（足浴など）。

《利用者目標（延べ人数）》

4月	5月	6月	7月	8月	9月
670	670	670	670	670	670
10月	11月	12月	1月	2月	3月
670	670	670	670	670	670

※単位は省略してください。

【単位：人】

● 第1号通所事業

《提供するサービス内容》

- 入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認、その他利用者に必要な日常生活上の援助並びに機能訓練を行う
- 送迎サービス

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
  - （要支援1） 1766円
  - （要支援2） 3621円
- 食費負担（昼食750円、おやつ50円）800円
- サービス提供体制強化加算（I）イ 要支援1 78円 要支援2 155円
- 介護職員処遇改善加算I 所定単位数の5.9%

《事業実施日数》 週6日

《提供時間》9:30~13:30 / 9:30~16:35

《職員体制》

- ・管理者 常勤兼務 1名
- ・生活相談員 常勤2名 嘱託職員1名 非常勤兼務1名
- ・介護職員 常勤兼務2名 嘱託職員1名 非常勤兼務10名
- ・看護師 非常勤兼務2名
- ・栄養士 常勤兼務1名
- ・調理員 非常勤専従7名

《目標》

- ・ご利用者、ご家族、地域に安心・信頼される充実したサービスを目指します。
- ・職員一人一人が専門職としてのプロ意識を高く持ち、業務を担っていきます。
- ・居宅、包括、地域等の各関係機関との連携を強化します。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・選択食制の実施。Aランチ、Bランチを来所時に利用者を選択して提供。季節に合った御膳を提供。
- ・個別に合わせた活動を提供。【囲碁・将棋・水墨画・書道・小物作り・手芸等】
- ・ご家族も見学、参観可能な企画活動の提供
- ・活発な活動だけではなく、リラクゼーション出来る活動の提供を実施（足浴など）。

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
30	30	30	30	30	30
10月	11月	12月	1月	2月	3月
30	30	30	30	30	30